

実施するテレビ等受信機設置状況調査の際に、テレビ受信機能を有するカーナビについての放送法等の規定に基づく受信契約締結の必要性に対する基本的な考え方を周知している中で、各局に属する所属の一部に共通的に認められたものであることなどから、知事部局等と共に通する事案として改めて対応する必要があるものである。

したがって、各所属におけるテレビ受信機能を有するカーナビについての受信契約の取扱いが適切に行われるとともに、今後、公用車にカーナビを搭載する際に、その選択が適切に行われるよう、次のとおり改善する必要がある。

ア 各局の総務室、特に、テレビ受信機能を有するカーナビが搭載された公用車の台数が多かった政策局、総務局、環境農政局、福祉子どもみらい局及び健康医療局の各総務室において、今後、公用車にカーナビを搭載する際に、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要性がないと認められる場合には、テレビ受信機能を有しないカーナビを選択するよう各所属を指導すること。

イ 総務局総務室において、各所属における受信契約の取扱いが適切に行われるよう、各局の総務室を通じるなどして、各所属に対し、テレビ受信機能を有するカーナビについての放送法等の規定に基づく受信契約締結の必要性に対する基本的な考え方を周知徹底すること。

ウ 各所属において、テレビ受信機能を有するカーナビについてはNHKと受信契約を締結することとされていること、一方で、業務上、公用車においてテレビを視聴する必要性がないと認められる状況にあり、受信契約締結により業務上テレビを視聴しないのに受信料を支払うことになるなどを踏まえて、現在搭載しているテレビ機能を有するカーナビの取扱いを検討し、引き続き、テレビ受信機能を有するカーナビを搭載する場合には、放送法等の規定に基づき適切に受信契約を締結すること。

## ② 神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定に関する件（産業労働局 中小企業部中小企業支援課）

中小企業団体中央会補助金（以下「中央会補助金」という。）の交付に当たり、神奈川県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）における補助対象経費の算定が、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていたなかった。

県は、中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等を図るために、中央会に対し、中小企業団体中央会補助金交付要綱及び中小企業団体中央会補助実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、指導員等の設置及び中小企業組合等支援事業に必要な経費を対象として、中央会補助金（平成29年度補助金額248,263,000円）を交付しており、補助金の交付に係る事務は産業労働局中小企

業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）が所管している。

要綱等によれば、指導員等の設置に係る補助の対象は、補助対象事業に従事する指導員等の設置に要する経費のうち、必要かつ適当と認められたものとされている。そして、指導員等とは、専務理事、指導員及び指導員補を指し、専務理事は中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等の統括を、指導員及び指導員補は中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導等をそれぞれ行うこととされている。また、指導員等は、総会に係る事務等補助対象事業以外の事務に従事することも可能であるが、その場合、当該指導員等に係る補助対象経費は、当該指導員等の設置に要する経費から補助対象事業以外の事務への従事割合に基づき算出した額を差し引いた額になるとされている。

中央会は、中央会補助金の補助対象経費のうち指導員等の設置に要する経費について、平成29年度の補助事業実績報告書において、専務理事1名分並びに指導員及び指導員補36名分の給料等支出額の合計額から、指導員A及びBのみが補助対象事業以外の事務に従事したとして、その従事割合により、両名の給料等支出額の6.0%分及び7.0%分を差し引いた額としており、両名以外の専務理事、指導員及び指導員補については、給料等支出額の全額が補助対象経費に算入されていた。

しかしながら、指導員等のうち専務理事は、神奈川県中小企業団体中央会定款（以下「定款」という。）において、中央会の常務を掌理すると定められており、補助対象事業以外にも、全国中小企業団体中央会補助事業や賀詞交換会等の一般事業などの事業遂行に当たり、統括等の役割を担っていた。また、専務理事以外の部長代理以上の指導員は、補助対象事業以外にも、管理職あるいは上席者として、全国中小企業団体中央会補助事業や一般事業などの事業遂行に当たり、部長代理以上の職にない指導員及び指導員補に対し、業務上の指示、指導、助言等やこれらの事務に係る専務理事等との調整などを行うほか、全国中小企業団体中央会の大会等へも出席することがあった。そして、このような状況であるにもかかわらず、指導員等が上記の事務に従事したことによる補助対象事業以外の事務への従事割合は把握されておらず、補助対象経費の算定が、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態を反映した適正なものとなっていたなかった。

したがって、中小企業支援課において、指導員等の補助対象事業以外の事務への従事の実態について、中央会に調査させるなどして的確に把握し、その結果に基づき、補助対象事業以外の事務への従事割合について合理的な算定基準を定めるなどして、中央会補助金の補助対象経費が適正に算定されるよう改善する必要がある。

## ③ 入札参加資格に係る地域要件に関する件（県土整備局 神奈川県厚木土木事務所）

合同庁舎保守管理等業務委託契約の入札に当たり、入札参加資格としての地域要件が業務上の必要性を十分に反映したものとなっていなかった。

厚木土木事務所（以下「所属」という。）では、厚木南合同庁舎保守管理等業務委託契約（契約額9,579,600円）について条件付き一般競争入札により受注者を決定するに当たり、入札参加資格として、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町又は清川村に本店もしくは営業所を有することを地域要件としていた。

これは、当該業務には設備運転管理業務が含まれ、設備の不具合が発生した際には保守要員が速やかに駆けつけ対応する必要があるためであり、地域要件を設定すること自体は、契約の目的を果たすために必要性があると認められる。

そして、所属では、地域要件の設定に当たり、土木事務所の業務は災害等の緊急時の対応など管内事業者の協力を得なければならないものが多いことから、管内事業者を優先したとしている。

しかしながら、上記の設備運転管理業務は日々の機器の設備運転管理という災害時の対応とは直接関連性のない業務であること、当該委託契約で求めているのは保守要員が所属へ速やかに駆けつけることであることから、地域要件の設定に当たり所属の所在地である厚木市に隣接する平塚市等を除外する理由は乏しいと認められる。

したがって、当該委託契約における地域要件の設定に当たっては、契約の競争性、公正性等を確保する観点から、真に契約の目的を果たすために必要な範囲とするよう、改善する必要がある。

#### ④ 公募の参加資格である業務実施要件に関する件（企業庁 神奈川県企業庁相模川発電管理事務所）

発電施設体験学習案内業務委託契約について、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一者随意契約を行っていたが、公募の参加資格である業務実施要件が業務内容を十分に考慮したものとなっていなかった。

相模川発電管理事務所では、電気事業（水力発電・太陽光発電）の広報活動の一環として、所管する発電所の見学案内を行っており、見学案内業務に係る担当職員の負担を軽減するため、発電施設体験学習案内業務委託（契約額1,096,200円）により実施していた。

上記委託業務の契約に当たっては、事前公募方式により受注を希望する者の有無を確認し、一者随意契約により受注者を決定していたが、その際、高圧又は特別高圧の発電施設構内を受託者と見学者のみで入所することとなり、施設構内高圧設備の一部基盤等の閲覧を希望する見学者に対応する必要があるとして、「特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者や3種以上の電気主任技術者免状の有資格者」を配置することを公募の参加資格である業務実施要件として定めていた。

しかしながら、実際には発電施設体験学習案内業務委

託契約の業務内容は、城山ソーラーガーデン及び津久井発電所等における小学生を対象とした一般的な見学案内業務であり、具体的には、水力発電所の仕組み、その模型による実演及び神奈川県営電気事業の説明、城山ソーラーガーデンの説明、津久井発電所（分水池も含む。）の説明、施設パンフレット等の配布、施設見学の案内、ビデオ操作などとされていて、上記の業務実施要件に定められているような高度で専門的な経験・知識を有する者を配置する必要のある業務はなかった。このため、こうした業務実施要件の設定により公募参加者が制限されることになると認められる。

したがって、発電施設体験学習案内業務委託契約について、公募に際して、業務実施要件から「特別高圧の水力発電所の維持管理又は運転監視業務の経験者や3種以上の電気主任技術者免状の有資格者」を配置することを除外するなどして、契約の競争性、公正性等を確保するよう改善する必要がある。

#### ⑤ スクールバス運行業務委託契約における事務の執行に関する件（教育委員会 教育局支援部特別支援教育課）

長期継続契約によるスクールバス運行業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため受注者との間で締結することとされている協定を締結していないかったり、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていなかったり、契約額見直しの要否の検証に当たり誤りがあったりして事務の執行が適正に行われていなかった。

県立特別支援学校26校では、障害のある児童及び生徒の教育の機会を確保するため、通学に必要なスクールバスの運行を外部事業者に委託して行っており、平成29年度における運行台数は106台、委託契約に係る支払額は計957,452,941円となっている。

上記のスクールバスのうち、8年間にわたる長期継続契約により平成28年度以前から運行業務を委託していたものが22校で41台あるが、これらについては20校及び教育局支援部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）において、スクールバス運行業務委託契約を締結しており、その契約件数は32件、平成29年度における支払額は計457,003,949円（契約額計3,792,221,931円）となっている。

そして、上記32件の契約においては、特別支援教育課の指示により、委託する業務内容の大幅な変更や物価変動等社会情勢の変化に対応するため、合理的な指標等を用いた契約額の調整方法について、契約締結後速やかに受注者と協議し、合意することが約定されている。また、特別支援教育課が平成25年8月19日付けで発出した事務連絡「県立特別支援学校スクールバスにおける協定書について（依頼）」（以下「平成25年度事務連絡」という。）においては、契約額見直しの要否を一定の方法により毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変

動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を受注者との間で締結することとされている。

今回、平成29年度の執行を対象とした定期監査において、平成28年度以前から長期継続契約によりスクールバス運行業務を委託していた所属のうち20所属における30契約を対象として、契約事務の執行状況を調査したところ、上記の協定を締結していなかったものが8契約、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていたものが14契約、契約額見直しの要否の検証に当たり、物価変動の算定等に誤りがあったものが7契約あり、1契約を除いて契約事務が適正に行われていなかった。そして、協定を締結していた22契約について、当該協定に基づき適正な支払額を算定したところ、平成29年度における支払額が過大となっていたものが16契約（過大支払額計3,239,814円）、支払額が不足していたものが5契約（支払不足額計19,440円）あった。

このことについて、特別支援教育課は、平成25年度事務連絡において、本件委託契約に係る留意点について、各特別支援学校に対して周知や注意喚起を図ったとしているものの、その後は、各所属の理解が定着しているとの認識に基づき、平成29年度末に至るまで事務連絡等を発しておらず、各所属が参加する会議などの場でもこう

した点を取り上げてはいなかった。

しかしながら、本件委託契約は、契約期間が8年間にわたることを踏まえて、契約額改定見直しの要否を毎年度検証することとされたものであり、本県における標準的な契約とは異なる独自の内容を含んでいることから、制度に対する理解や事務処理に当たっての注意が通常以上に求められるところである。特に、契約額見直しの要否の検証においては、20%以上の物価変動があるか否かにより、その必要性を判断することとなるが、今回、所属の理解不足等による物価変動の算定誤りが散見されたことから、その具体的な算定方法については、よりわかりやすく示す必要がある。

したがって、制度所管課である特別支援教育課において、各所属に対して、物価変動の具体的な算定方法について、よりわかりやすく示すことを含め、本件委託契約に係る事務手続の周知徹底を図るなどして契約事務の執行が適正に行われるよう改善する必要がある。

#### 4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は126箇所であり、また、認められなかった箇所は438箇所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき不適切事項」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

##### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

###### ア 政策局（6箇所、13件）

###### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月29日（平成30年7月11日及び同月20日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、航空機騒音調査委託契約2件（契約額計579,600円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。 （要改善事項） 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」（前記3(2)①参照）</p>
政策部土地水資源対策課	平成30年8月29日（平成30年7月23日職員調査）	<p>（不適切事項） 1 予算の執行において、相模湖交流センター土地賃貸借契約5件（長期継続契約、契約総額計270,606,988円）の平成29年度支払額8,168,847円について、支出負担行為に当たり、執行伺票の起票及び決裁が三月を超えて遅れていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料2件、3,584円が徴収不足であった。</p>

###### (8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	平成30年8月29日（平成30年5月29日及び同月30日職員調査）	<p>（不適切事項） 1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 広告の掲示に伴い広告主から徴収すべき行政財産使用料及び広告収入に係る収入未済2件、39,498円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 (2) 自動販売機等設置場所賃貸借契約に伴う賃借料1件、6,091,200円について、契約に定める納付期限を著しく超えて調定を行っていた。[特記前出]</p>

		2 支出事務において、飲料品代1件、2,592円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県県央地域県政総合センター	平成30年4月26日（平成30年3月12日から同月15日まで職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、中沢水源分収林の伐倒木の売払いに伴う分収金1件、243,890円の支払に当たり、分収金額決定に係る土地所有者への通知が、土地所有者へ支払うべき分収金額を決定した日から三月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、測量機器等（予定価格計92,524円）の購入に当たり、これらを一括して見積合せを実施し、購入すべきところ、レーザー距離計（予定価格49,216円）とアルミ製標尺等（予定価格43,308円）に分割し、それぞれ1者からのみ見積書を徴して随意契約を締結し、購入していた。
神奈川県湘南地域県政総合センター	平成30年4月23日及び同年8月21日（平成30年3月1日、同月2日、同月5日及び同月6日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可（2台、2.84m <sup>2</sup> ）に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の收支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の收支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していないかった。
神奈川県県西地域県政総合センター	平成30年4月24日（平成30年3月6日から同月9日まで職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 土地改良財産使用料の収入未済11件、51,320円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 中高年ホームファーマー研修受講料の収入未済1件、30,000円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、11日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 3 行政資料の複写代等として領収した現金1件、50円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。

## イ 総務局（4箇所、7件）

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月30日（平成30年7月17日職員調査）	(要改善事項) 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」（前記3(2)①参照）
組織人材部人事課	平成30年8月30日（平成30年7月18日職員調査）	(不適切事項) 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 本県から他の地方公共団体に派遣している職員の一時帰庁（平成28年12月）に係る旅費1件、28,100円について、旅費担当者が代行入力を失念したため、旅行日から著しく遅延した平成29年7月に支給していた。 2 職員の給与等を計算するための新人事給与システムを平成29年1月から本格稼働したところ、データ移行ミスやシステムの設定誤りなどの処理誤りが189事象あった。その結果、給与等の支払事務を行う各所属において、児童手当の支給漏れや時間外手当の計算誤りなどにより、給与等について、過大支給（約29,000千円）及び支給不足（約548,000千円）が発生していた。[特記前出]
財政部税務指導課	平成30年8月30日（平成30年7月26日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、廃油収集運搬及び処分業務委託契約（単価契約、支出額153,575円）に係る第2回目の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。 2 契約事務において、平成29年度たばこ流通情報管理システム運用業務委託契約（契約額6,306,768円）及び平成29年度軽油流通情報管理システムに係るデータエントリ業務委託契約ほか1件（単価契約、支出額計1,438,350円）について、契約書に定められている業務処理責任者等に係る通知等を提出させていなかった。

## (8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県相模原県税事務所 〔既報告〕	平成30年3月9日（平成30年2月2日職員調査）	(不適切事項) 1 税務事務において、国外に住所等を有する者が取得した土地及び家屋に係る不動産取得税6件、153,100円の課税に当たり、納税管理人を定める旨の納税義務者からの申請を承認していたものの、神奈川県県税取扱要領の規定に反し、承認した旨を納税義務者に通知していなかった。 2 物品管理事務において、保守用工具1点（帳簿価額123,600円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、総務局総務室長の承認を受けていなかった。

## ウ 国際文化観光局（4箇所、4件）

## 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
国際課	平成30年8月24日（平成30年7月2日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券（40,000株、台帳価格20億円）の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手続が著しく遅延していた。[特記前出]
文化課	平成30年8月24日（平成30年7月3日職員調査）	(不適切事項) 工事事務において、県民ホール本館舞台設備改修工事ほか1件（契約額計1,105,176,768円）の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。
観光部観光企画課	平成30年8月24日（平成30年7月4日職員調査）	(不適切事項) 庶務事務において、職員緊急参集訓練に係る出張に当たり、庶務事務システムに入力されていなかったため、旅費1件、336円を支給していなかった。
観光部国際観光課	平成30年8月24日（平成30年7月4日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、株式会社横浜国際平和会議場株券（40,000株、台帳価格20億円）の国際課から国際観光課への管理換えに当たり、神奈川県県有財産規則の規定に基づく引継ぎの手續が著しく遅延していた。[特記前出]

## エ スポーツ局（1箇所、1件）

## 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
スポーツ課	平成30年7月20日（平成30年6月13日職員調査）	(不適切事項) 物品管理事務において、公益財団法人神奈川県体育協会に貸し付けていたステレオミキサー1点、154,980円の処分に当たり、同協会が事前に神奈川県知事の承認を得ることなく、当該物品を処分していたことを把握していたにもかかわらず、速やかに必要な手続を行わせなかつたため、処分手続が著しく遅延していた。

## オ 環境農政局（10箇所、14件）

## (ア) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年8月22日（平成30年6月28日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、平成29年9月分の電気料金（20施設分14,597,315円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息854円を支払っていた。[特記前出] 2 契約事務において、野生傷病鳥獣救護業務委託契約（契約額1,600,000円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。 (要改善事項) 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」（前記3(2)①参照）
環境部資源循環推進課	平成30年8月22日（平成30年7月6日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、不法投棄監視カメラのリース契約に当たり、カメラの撤去に係る記載が仕様書に十分になされていなかったため、リース期間が満了したカメラの撤去に係る工

		事費の負担について受注者から疑義が示され協議となり、結果として当初の設計でリース料に含むこととしていた工事費204,120円を県費で負担していた。
農政部畜産課	平成30年 8月22日（平成30年6月28日職員調査）	(不適切事項) 工事事務において、元大野山乳牛育成牧場における牧場道路の地籍測量及び表示登記業務委託契約（契約額12,398,400円）について、契約額には影響は及ぼさなかったものの、現場精査に伴う実績数量を反映した契約変更を行っていなかつた。 (要改善事項) 「一般社団法人神奈川県畜産会が管理している積立準備金に関する件」（前記3(1)①参照）

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター	平成30年 3月16日（平成30年3月15日及び同月16日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、元箱根園地の施設維持管理業務の受託者との間で締結した協定により、受託者が支払うこととされている国有財産使用料相当額1件、1,134,053円について、調定が三月を超えて遅れていた。[特記前出]
神奈川県水産技術センター〔既報告〕	平成30年 2月 1日（平成29年12月12日職員調査）	(要改善事項) 「A重油の調達に関する件」（前記3(1)②参照）
神奈川県水産技術センター内水面試験場〔既報告〕	平成30年 2月 1日（平成29年12月13日職員調査）	(要改善事項) 「船舶等の有効活用に関する件」（前記3(1)③参照）
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	平成30年 2月27日（平成30年2月23日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る行政財産使用料3件、181,674円について、調定が三月を超えて遅れていた。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	平成30年 2月27日（平成30年2月21日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、写真機1台（帳簿価額86,100円）が所在不明であった。
神奈川県立かながわ農業アカデミー	平成30年 5月11日（平成30年5月10日及び同月11日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、生産物である野菜等の販売業務委託に係る契約について、生産物の売払収入を歳入、販売手数料を歳出としてそれぞれ執行すべきところ、売払収入から販売手数料を控除した額を歳入として執行していた。 2 契約事務において、生産物である野菜等の販売業務委託に係る契約について、予定価格を定めていなかった。
神奈川県畜産技術センター〔既報告〕	平成30年 3月23日（平成30年1月29日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、肉用鶏壳払い収入の収入未済1件、5,400円及びかながわ酪農活性化対策事業利用者負担収入の収入未済1件、6,102円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

## 力 福祉子どもみらい局（10箇所、19件）

## (5) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年 8月23日（平成30年6月25日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。 2 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ緑風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。 3 契約事務において、介護支援専門員証交付業務委託ほか5件（契約額計57,363,347円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日又は同月3日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。[特記前出] (要改善事項) 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」（前記3(2)①参照）
人権男女共同参画課	平成30年 8月23日（平成30年6月25日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、ポータブルDVD ドライブの購入代1

		件、104,760円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息300円を支払っていた。
福祉部地域福祉課	平成30年8月23日（平成30年7月2日職員調査）	(不適切事項) 予算の執行において、履行延期及び分割返納を承認した債務者1名に係る介護福祉士等就学資金貸付金返納のうち、平成30年4月返納分1件、5,000円について、履行期限の属する平成30年度の歳入として整理すべきところ、平成29年度の歳入としていた。
福祉部障害福祉課	平成30年8月23日（平成30年7月6日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、入札事務が遅れたことにより、さがみ縁風園及び中井やまゆり園のリース車両の契約期間満了に伴う新車購入が遅れ、リース期間満了後から納車までの間をレンタカー及び借上バスで対応することとしたため、当初予定していなかった賃借料2件、264,000円を支出することとなり、不経済な執行となっていた。 2 支出事務において、平成29年9月請求分のインターネット回線使用料6,804円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息54円を支払っていた。 3 指定管理者事務において、津久井やまゆり園ほか2施設に係る指定管理業務について、指定管理者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、各施設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る届出書等を提出させていなかった。
福祉部生活援護課	平成30年8月23日（平成30年7月4日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、戦没者慰霊堂附属会館空調コントローラボックス及びファンコイルスイッチ交換工事契約（契約額1,553,040円）について、契約で定められた工事に係る工程表等を提出させていなかった。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相談所〔既報告〕	平成30年1月31日（平成29年12月20日から同月22日まで職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。〔特記前出〕 2 前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円について、神奈川県財務規則運用通知に定める必要書類を指定金融機関に提出していなかった。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	平成30年3月2日（平成30年3月1日及び同月2日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、児童福祉施設等職員賄料の収入未済11件、32,370円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、3件、9,213円について、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。〔特記前出〕
神奈川県立青少年センター	平成30年8月23日（平成30年5月24日及び同月25日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、平成30年度の事業執行に伴い使用する郵便切手について、総務局長通知に反し、平成29年度末に執行残金により1,010,800円分を購入していた。 2 支出事務において、ひきこもり相談補助員への謝礼金（2名分9,340円）の支払が履行確認後三月を超えて遅れていた。 3 契約事務において、「青少年のためのロボフェスタ2017」のチラシ及びポスター印刷契約（契約額409,320円）の履行確認に当たり、市町教育委員会（12箇所）への納品分について、納品の事実を確認しないまま、履行済みとして検査を完了し、契約代金を支払っていた。
神奈川県立総合療育相談センター〔既報告〕	平成30年1月31日（平成29年12月20日から同月22日まで職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。〔特記前出〕 2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、被保険者負担分である歳計外現金の払出が遅延したことなどにより前渡金受領職員口座が残高不足になつたため、結果として、平成29年4月分のガス料金（547,692円）の口座振替が行われず、期限後に支払っているものがあつた。
神奈川県立中井やまゆり園〔既報告〕	平成30年2月15日（平成30年2月14日及び同月15日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、医科用レセプト（診療報酬明細書）作

	査)	成システム保守点検委託契約（契約額194,400円）の締結に当たり、保守点検を行う際に受託者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、神奈川県個人情報保護条例の規定に反し、個人情報の取扱いに係る事項について約定していないなど、契約内容として必要な事項が記載されていなかった。
--	----	--

## キ 健康医療局（10箇所、18件）

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	平成30年 8月24日（平成30年7月9日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 実習指導者育成事業委託契約ほか5件（契約額計10,855,304円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、いずれも年2.8%と記載していた。【特記前出】 (2) 新人看護職員研修体制整備事業委託契約ほか1件（契約額計6,476,304円）について、契約期間の開始日が平成29年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同年4月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月に締結していた。 2 補助金交付事務において、平成28年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の額の確定に伴う返還金172,000円に係る補助事業者に対する納付書を国庫補助金返還の履行期限の経過後に発行していた。その結果、補助事業者が支払うこととなった延滞金1,238円について、補助事業者からの請求に基づき全額を県費で負担していた。 (要改善事項) 「テレビ受信機能を有するカーナビゲーションが搭載された公用車に関する件」（前記3(2)①参照）
保健医療部健康危機管理課	平成30年 8月24日（平成30年7月10日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、エイズ抗体検査検体収集及び感染症発生動向調査検体収集事業委託契約に係る平成29年11月分の支払額219,240円について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。

## (8) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所〔既報告〕	平成30年 4月10日（平成30年2月6日及び同月7日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、衛生研究所試験検査手数料に係る収入未済1件、144,480円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 支出事務において、平成29年4月分のガス料金（1,562,361円）について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。【特記前出】
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成30年 3月 7日（平成30年3月6日及び同月7日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平成28年度に実施された生活保護法の適正な施行に係る法律相談の謝礼1件、25,000円について、経理担当職員の支払事務の失念等により履行後三月を超えて支払っていた。 2 結核管理検診・接触者健診委託料4件、38,908円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息200円を支払っていた。【特記前出】
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成30年 6月 1日（平成30年2月21日及び同月22日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、平成29年12月12日に領収した現金1件、10円について、指定金融機関に納付せず、手元に保管していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所 大和センター	平成30年 3月 8日（平成30年1月18日及び同月19日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、自治会費1件、2,400円の支払に当たり、「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節) 報償費」で執行していた。 2 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約（単価契約、予定発注枚数1,443,600枚、契約期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで）の締結に当たり、契約締結日が平成29年4月5日であるにもかかわらず、契約の効力の遡及条項を設けることなく契約の効力を遡及させていた。

神奈川県立よこはま看護専門学校	平成30年3月20日（平成30年3月19日及び同月20日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、授業料の収入未済4件、199,200円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。 2 支出事務において、皆勤賞表彰状の印刷に当たり、対象となる生徒のうち1名の氏名を誤って発注したため、再印刷経費1,620円を支払っていた。
神奈川県精神保健福祉センター〔既報告〕	平成30年2月7日（平成29年12月25日及び同月26日職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、精神障害者措置入院医療費負担金について、徴収額（2件、20,644円）の決定が、必要書類が整った日から三月を超えて遅れていた。
神奈川県動物保護センター〔既報告〕	平成30年4月20日（平成30年1月29日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。[特記前出] 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（契約額100,980円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。
神奈川県立保健福祉大学（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）〔既報告〕	平成30年3月28日（平成29年12月7日及び同月8日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、単価契約によるクリーニング代の支払に当たり、請求額の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、1件、3,129円が支払不足であった。

## ク 産業労働局（2箇所、3件）

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
中小企業部中小企業支援課	平成30年8月6日（平成30年6月21日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、県と公益財団法人神奈川産業振興センターが共有する建物及び同センターが単独所有する立体駐車場の存する土地（面積1,174.91m <sup>2</sup> ）に係る賃貸借契約（貸付面積890.46m <sup>2</sup> 、契約額9,018,990円）の締結に当たり、共有である建物の敷地分は建物の区分所有割合により按分した面積を、単独所有である立体駐車場の敷地分は全面積を貸付面積とすべきところ、立体駐車場の敷地分についても区分所有割合により按分した面積としていたため、貸付面積が34.114m <sup>2</sup> 過少となり、平成29年度において、貸付料が339,795円不足していた。[特記前出] (要改善事項) 「神奈川県中小企業団体中央会における補助対象経費の算定に関する件」（前記3(2)②参照）

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立西部総合職業技術校	平成30年5月16日（平成30年5月15日及び同月16日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱及び電話柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成29年度の共架柱に係る使用料1件、14,336円が徴収不足であった。

## ケ 県土整備局（13箇所、20件）

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部用地課	平成30年8月8日（平成30年6月22日職員調査）	(不適切事項) 物品管理事務において、講習の申込みに必要な切手代62円及び納付書の郵送に必要な切手代82円に見合う切手を保有していないことから、それぞれ100円切手を払い出して使用していた。その結果、郵便代を計56円過大に支払っていた。
建築住宅部住宅計画課	平成30年8月9日（平成30年6月7日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度多世代居住のまちづくり推進事業業務委託契約（契約額4,644,000円）の履行確認に当た

り、同契約において実施することとされているコーディネーター派遣に係る広報チラシの作成及び配架・送付が行われていなかつたにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。

## (4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所〔既報告〕	平成30年 1月 23日（平成29年12月 4日から同月 6日まで職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、普通財産の貸付けに係る賃貸料の収入未済 1件、2,880円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかつた。
神奈川県平塚土木事務所〔既報告〕	平成30年 2月 26日（平成29年12月 25日から同月 27日まで職員調査）	(不適切事項) 1 工事事務において、歩道整備工事の変更設計額の積算に当たり、変更後の設計額の総額（61,030,800円）には影響を及ぼさなかつたものの、道路に設置する区画線工については、誤った単価加算率を適用したため、設計額が226,800円過大であり、また、共通仮設費については、土砂仮置場の借地料を計上しなかつたため、設計額が226,800円過少であつた。 2 指定管理者事務において、県立秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため承認していなかつた。
神奈川県藤沢土木事務所〔既報告〕	平成30年 2月 20日（平成30年1月 10日から同月 12日まで職員調査）	(不適切事項) 1 工事事務において、平成28年度街路整備工事公共（その1）県単（その5）の変更設計額の積算に当たり、擁壁のコンクリート工について、水セメント比の指定ありの生コンクリートとすべきところ、指定なしのものとしたため、変更後の設計額（140,313,600円）が86,400円過少であった。その結果、変更後の契約額（133,181,280円）が82,080円過少であつた。 2 財産管理事務において、藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかつた。[特記前出] 3 指定管理者事務において、県立辻堂海浜公園及び県立湘南汐見台公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため承認していなかつた。
神奈川県厚木土木事務所	平成30年 3月 19日（平成30年1月 31日から同年 2月 2日まで職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、厚木土木事務所庁舎敷地の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則等の規定に反した端数処理を行つたため、使用料の算定を誤つて許可しているものがあつた。これにより使用料1件、4,431円が徴収不足であつた。 (要改善事項) 「入札参加資格に係る地域要件に関する件」（前記3(2)(3)参照）
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成30年 3月 19日（平成30年2月 6日から同月 8日まで職員調査）	(不適切事項) 指定管理者事務において、県立相模三川公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため承認していなかつた。
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成30年 3月 19日（平成30年2月 13日及び同月 14日職員調査）	(不適切事項) 1 財産管理事務において、本柱共架1本及び支線1本に係る行政財産の使用許可（許可期間：平成29年8月1日から平成34年3月31日まで）に当たり、行政財産の使用許可に係る使用料計算要領の規定に反した方法により月割り計算を行つたため、使用料の算定を誤つて許可していた。これにより使用料1件、1円が徴収不足であつた。 2 指定管理者事務において、県立相模原公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかつたため、平成

		30年1月9日付けの指定管理者の申請に基づき同月23日に承認するまでの間、承認していなかった。
神奈川県県西土木事務所	平成30年1月30日（平成29年12月7日、同月8日及び同月11日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度足柄上合同庁舎施設管理・冷暖房機運転業務委託契約（契約金額6,443,280円）の締結に当たり、当初の入札が不調となった後に再度入札を実施せず、一者随意契約により受託者を決定していた。
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	平成30年1月30日（平成29年12月12日から同月14日まで職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、神奈川県流水占用料等徴収条例に基づく流水占用料1件、10,540円及び土地占用料1件、11,750円について、平成29年6月に調定を行った後、納入通知書の作成を失念し、再度調定を行った結果、調定が三月を超えて遅れていた。
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成30年4月25日（平成30年4月19日及び同月20日職員調査）	(不適切事項) 指定管理者事務において、県立保土ヶ谷公園及び県立三ツ池公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに両指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については、期間開始時に申請がなかったため、県立保土ヶ谷公園については平成30年1月9日付け、県立三ツ池公園については同年2月23日付けの両指定管理者からの申請に基づき、同年3月2日に承認するまでの間、承認していなかった。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	平成30年4月25日（平成30年4月24日及び同月25日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、現金領収した公文書複写代1件、120円について、指定金融機関へ納付する際に、雑入として収入処理すべきところ、誤って立替収入として収入処理していた。 2 工事事務において、平成28年度河川改修工事（県単）その15の変更設計額の積算に当たり、仮設工の法面工の植生基材吹付工及びラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（49,453,200円）が702,000円過少であった。その結果、変更後の契約額（44,013,240円）が624,240円過少であった。[特記前出]
神奈川県住宅営繕事務所	平成30年8月9日（平成30年5月29日から同月31日まで職員調査）	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県営住宅の一部住戸（32戸）について、昭和60年度以降、誤った住戸面積に基づき家賃を算定していた。その結果、過大徴収分1,584件、5,147,016円の還付に当たり、還付加算金が68,500円発生していた。また、過少徴収分1,732件、4,874,860円のうち903件、2,605,660円については、家賃の徴収誤りを把握した時点で既に消滅時効が完成していたため徴収できなかった。[特記前出] 2 県営住宅の家賃を過少に徴収していた者から家賃の差額分829件、2,269,200円を徴収するに当たり、債権個別システムである県営住宅管理システムにより個々の家賃の調定をした後、神奈川県財務規則に基づき、会計管理システムを用いた調定伺票（一括）により収入調定すべきところ、同システムによる調定を失念したため、県の会計上、収入調定がなされていなかった。[特記前出]

## コ 企業庁（14箇所、18件）

## (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部会計課	平成30年7月20日（平成30年5月24日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、上下水道料金の過誤納の還付等の支払に当たり、神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行に対して2回にわたり集中払データの内容を誤って通知し、機械処理では期日までに支払うことができなくなった408件、支払金額199,271,484円について、同行に手作業での支払を依頼し、通常業務を著しく超える作業を行わせることとなったことから、この作業に対する事務手数料1件、88,128円を支払っていた。[特記前出] 2 契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約（単価契約、支払額2,205,394円）の締結に当たり、契約単価の決定について、入札内訳書の内容の確認が不十分であったことから、入札内訳書の単価に予定数量を乗じた額（税込2,645,622円）が、概算総価による落札額（税込2,629,260円）より16,362円過大であったにもかかわらず、入札内訳書の単価をそのまま契約単価としていた。
財務部情報管理課	平成30年7月20日（平成30年	(不適切事項)

	5月14日職員調査)	契約事務において、防災対策ファイル保管業務委託契約(単価契約、支払額2,205,394円)の締結に当たり、設計額の積算について、仕様書で定める予定数量と異なる数量に基づき積算したため、設計額が44,930円過大であった。
水道部経営課	平成30年7月20日(平成30年5月16日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、ペットボトル水販売代金の収入未済1件、2,160円について、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、督促状を発行していなかった。
利水電気部発電課	平成30年7月20日(平成30年5月14日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、神奈川県企業庁ダム・発電所地域振興事業補助金の交付(7件、交付決定額計17,033,000円)に当たり、支出負担行為の決裁を得ることなく交付決定していた。

## (イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所【既報告】	平成30年2月6日(平成29年12月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、検満量水器取替等業務委託契約(12件、単価契約)の締結に当たり、企業局総務部長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県企業庁相模原南水道営業所【既報告】	平成30年2月21日(平成30年2月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 1 相模原市南区相武台2丁目20番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額(57,402,000円)が108,000円過大であった。また、同工事の施工に当たり、給水管付替工の道路の掘削について、受注者に対する指導・監督が十分でなかつたため、道路管理者が定める道路占用掘削許可条件では認められていない、えぐり掘により施工されていた箇所が4箇所あった。 2 相模原市南区古淵4丁目4番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額(29,235,600円)が64,800円過大であった。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所【既報告】	平成30年3月19日(平成30年1月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、藤沢市片瀬山5丁目24番付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(38,998,800円)が32,400円過少であった。その結果、変更後の契約額(37,928,520円)が31,320円過少であった。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成30年7月3日(平成30年3月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、配水管き損賠償金の収入未済1件、1,471,765円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日となった結果、神奈川県公営企業財務規程の規定に反し、13日を経過した日を督促状の指定期限としていた。【特記前出】 2 工事事務において、二宮町川向206番地付近配水管改良工事(ゼロ県債)の変更設計額の積算に当たり、路面復旧工について、厚さ27cmの上層路盤工を適用し2層分の施工手間を計上すべきところ、誤って厚さ25cmと厚さ2cmの上層路盤工を適用し、3層分の施工手間を計上したため、変更後の設計額(18,046,800円)が75,600円過大であった。その結果、変更後の契約額(17,959,320円)が75,600円過大であった。【特記前出】
神奈川県企業庁厚木水道営業所	平成30年7月19日(平成30年3月5日及び同月6日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平成29年度下期H地区に係る検満量水器取替等業務委託契約(単価契約、概算総価額3,904,200円)の入札執行に当たり、実施計画書に記載された予定数量が実施設計書に記載された適正な予定数量と大きく異なっていたため、実施計画書に記載された予定数量に基づき入札金額を算出した業者が、入札参加者の中で最低の金額となり落札業者となつたところ、落札決定後に当該業者から提出された単価は、これに適正な予定数量を乗ずるなどすれば設計金額を上回ることから、本来、当該業者と契約を締結すべきではなかつたのに、これを看過して契約を締結していた。その結果、平成29年10月分から平成30年1月分までの支払額(税込